

## 議会運営委員会委員長中間報告（諮問事項関係）

令和5年3月17日

本委員会は、正副議長の活動方針に基づき、諮問された「1. 常任委員会の活性化及び学習機会の拡充について」「2. 議会基本条例の条項の見直し等について」「3. 議員定数削減に伴う諸課題への対応について」の3項目について検討すべく、これまでに11回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

本日は、これまで本委員会で一定の方向性が確認された内容、また、既に試行している取組について、中間報告を行います。

諮問事項の一つ目「1. 常任委員会の活性化及び学習機会の拡充について」であります。

まずは「所管事務調査、閉会中の継続審査の定例化」ですが、このことについては、既に各常任委員会の正副委員長を中心に積極的に行われていると認識しています。ただ、現状の委員会は、事業の説明を受ける部分に重点が置かれ、その施策等に対する委員間討議に基づいた、委員会から提案ができる仕組みがありません。諮問の趣旨と思える委員会の活性化については、このように委員会として課題抽出から政策提言に繋げる、一歩先の取組が求められていると考えています。この委員会運営に係る新たな仕組みづくりについては、今後の検討課題であると捉えているところです。

次に「議案の事前調査（学習機会の確保）」についてです。このことが目的とするところは、議員個々が議案内容を正確に把握することでの的確な質疑が行われるなど、委員会審査の円滑かつ適正運営を図ることです。県内他市議会の取組状況を調査した結果、多くの市議会では何らかの方法により、議案に対する疑問点や課題点の整理を実施されていました。この例を参考に本市議会では、去る令和4年12月定例会から付託議案の審査前に委員会を開催し、それぞれの委員会の独自性をもって、委員間の自由討議を中心に付託議案の調査研究を試行しています。あわせて、全議員が議案の調査研究前に、議案趣旨をより理解するため、執行部から説明が行われる議会運営委員会の協議状況を議場にて傍聴することを可能と

しました。

それぞれの取組の試行後、委員会の検証において「議案を深く理解できた」「取組には成果があった」と好評であったことから、再度、この取組に関する委員会の進め方等を委員で共有し、引き続き同様に取組むことを確認しています。

続いて「3. 議員定数削減に伴う諸課題への対応について」に関連する事項であります。次の議員一般選挙では、議員定数が22名となります。これに伴って、条例、規則の見直しが必要になります。あわせて、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大、令和3年6月に一部改正が行われた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が規定する、議員のセクハラやマタニティーハラスメントを防ぐ、また、議員等に対する同様な行為を防止するための措置を講ずることを掲げる「議員の政治倫理」条例の制定、若い世代や女性等の多様な人材の議会参画を促す取組等、多くの課題改善や議会の責務を明らかにするよう求められています。

特に、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人と人との接触機会の削減等、地方議会の活動に大きな影響を与えるものでした。幸いにも本市議会では、大きな支障は無かったものの、近年多発する大規模災害による委員会参集が困難な状況を想定する中で、国が示した、オンラインの方法による委員会の開催について様々な角度からの検討を行ってきました。

その協議結果として、今期定例会に、委員等が招集された場所に参集して行うことを基本としつつ、育児や介護が必要な場合、そして委員長がやむを得ないと認めた場合にオンラインで参加できることを規定した「三次市議会委員会条例」と「三次市議会会議規則」の一部改正案を提案いたします。

全国市議会議長会が示した条例改正案には、育児や介護に関しての規定はありませんが、本市議会は、活動方針に「多様な人材の議会参画の推進」を掲げており、子育て世代の育児や高齢化社会に対応すべく介護で必要な場合もオンラインで参加できる規定を盛り込みました。

最後に「2. 議会基本条例の条項の見直し等について」における「任期中の議会・議員活動検証方法の構築」についてであります。

このことは、ご承知のとおり平成28年の議会基本条例第20条の一部改正に伴う任期中4年間の議会・議員活動がどうであったかの評価検証を行おうとするものです。

平成22年4月1日に施行した三次市議会基本条例は、平成28年に会派を中心として内部評価を実施し、また、平成30年度には、その内部評価について、有識者による外部評価を実施したところであります。この外部評価では「4年任期の最後には、より上位の視点から、議会基本条例で定められた役割を果たしてきたのかということについて評価が必要である」と指摘されています。さらに、令和3年10月に実施した市民アンケートにおいても「公約がどうなっているのか。進捗状況で知らせてほしい」等の意見が寄せられています。こういった背景のもとで、現在、委員会において「任期中の議会・議員活動の検証方法」について議論しています。

議員各位におかれては、会派委員から十分にこの協議経過をお聞きいただき、意見、指摘等あれば、委員を通じてお伝えくださればと存じます。

なお、委員会で確認され次第、全員協議会を開催し、説明を行う予定としています。

これまでの議長の諮問事項に対する委員会での協議経過と結果等について概要を述べさせていただきました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の取組に対しまして、引き続きご理解をいただくとともに、議会改革の推進に対し、改めてご協力くださるようお願いいたします。

以上、議会運営委員会委員長中間報告（諮問事項関係）といたします。